

大田市告示第165号

大田市老人ホーム入所判定委員会設置運営要綱(平成17年大田市告示第29号)の一部を次のように改正する。

令和3年8月2日

大田市長 楫野弘和

第1条中「特別養護老人ホーム及び」を削る。

第2条第2項第4号中「地域包括支援センター所長」を「地域包括支援センター長」に改める。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

附 則

この告示は、令和3年8月2日から施行する。